

新潟市江南区文化会館主催コンサートチケット販売業務委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、新潟市江南区文化会館主催コンサートチケットの販売業務を平成31年4月1日から平成32年3月31日までの期間、次のとおり委託したので同施行令第158条第2項の規定により告示する。

平成31年4月22日

新潟市長 中原 八一

販売業務を行う場所	販売業務受託者
新潟市秋葉区新栄町4番23号 新潟市秋葉区文化会館	新潟市中央区紫竹山2-5-40 秋葉区文化会館共同事業体 代表者 株式会社NKSコーポレーション新潟支店 支店長 中野 幸広
新潟市中央区一番堀通町3番地2 新潟市民芸術文化会館	新潟市中央区白山浦1丁目613番地69 公益財団法人新潟市芸術文化振興財団 理事長 小池 泰子
新潟市北区東栄町1丁目1番5号 新潟市北区文化会館	新潟市中央区紫竹山2-5-40 NKS・ハピスカとよさか・コンベンションリンクージ共同事業体 代表者 株式会社NKSコーポレーション新潟支店 支店長 中野 幸広